事務所通信　No.300　令和２年１０月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

◆ 最低賃金の改定 ◆

先月号でも取り上げましたが、新潟県の今年度の最低賃金の改定額は1円アップの**時間額831円、発効日は令和2年10月1日**に決定しました。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大や豪雨などの自然災害の影響で全国的にその動向が注目されていましたが、結果としては多くの県で引上げとなり(引上げ額1円は17県、2円は14県、3円は9県)、改定後の全国加重平均額は昨年から1円引上げられ902円となりました。



産業別の最低賃金については今後金額と発効日が公表されます。(例年12月中に公表)

■ 最低賃金額以上かどうかの確認方法

支払われる賃金額が最低賃金額以上となっているか確認するには以下の方法で比較します。



(1)時間給制の場合
　時間給≧最低賃金額(時間額)
(2)日給制の場合
　日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額
(3)月給制の場合
　月給÷1箇月平均所定労働時間≧最低賃金額
(4)出来高払制により定められた賃金の場合
　賃金総額÷総労働時間≧最低賃金額
(5)上記(1)～(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当が月給制の場合、基本給を(2)式で、各手当を(3)式で時間給に換算し、それを合計したものが最低賃金額以上になっているかを確認します。

なお、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当や残業、深夜、休日出勤等の割増賃金は最低賃金の対象とはなりません。

□ 総務省が中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引きを公表

新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点等から中小企業等においてもテレワークの導入が広まる中で、総務省は令和2年9月11日に最低限のセキュリティを確実に確保してもらうための手引き(チェックリストやツールの設定解説資料)等を公表しました。



中小企業等においては専任の担当者がいないケースが多く見受けられるため、用語や仕組みを詳細までは把握できずとも最低限のセキュリティを確実に確保できるよう作成されました。テレワークに限らず、会社のセキュリティ対策としても役立つ情報が載っていますので活用してみてはいかがでしょうか。

URL:　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

被扶養者資格再確認について

10月上旬から下旬にかけて、令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者の方の状況確認のための「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから事業主へ送付されます。厚生労働省より厳格な方法による再確認が求められており、<u>今年度は被保険者と別居している被扶養者、海外在住の被扶養者については被扶養者現況申立書を記入</u>するとともに仕送りの事実・金額が確認できる書類または海外特例要件に該当していることが確認できる書類の提出が求められます。提出期限は11月30日ですが、被扶養者資格の確認が終わり次第速やかに提出するよう心掛けましょう。



令和2年分 年末調整資料を公表



国税庁より令和2年分の「年末調整のしかた」「年末調整のための各種様式」などの資料が公表されました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により年末調整説明会の中止が発表されておりますが、例年より変更点が多いため、早めの準備を心掛けましょう。



今年の主な変更点は以下のとおりです。

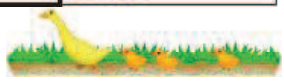
① 給与所得控除の改正



給与所得控除が下表のとおり改正されました。

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超	（A）×40％－10万円	（A）×40％
180万円超	（A）×30％＋8万円	（A）×30％＋18万円
360万円超	（A）×20％＋44万円	（A）×20％＋54万円
660万円超	（A）×10％＋110万円	（A）×10％＋120万円
850万円超	195万円	
1,000万円超		220万円

② 基礎控除額の改正



下表のとおり基礎控除額が改正されました。また、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円（所得制限なし）
2,400万円超	32万円	
2,450万円超	16万円	

③ 所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人、23歳未満の扶養親族を有する人、特別障害者である同一生計配偶者を有する人または扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合、給与所得金額から以下を控除することとされました。

控除額＝（給与収入－850万円）×10％

④ 各種扶養親族等の所得要件の改正

下表のとおり各種所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

⑤ ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除の改正

所得者がひとり親である場合に下記すべての要件を満たす者は総所得、退職所得または山林所得から35万円を控除することとされました。

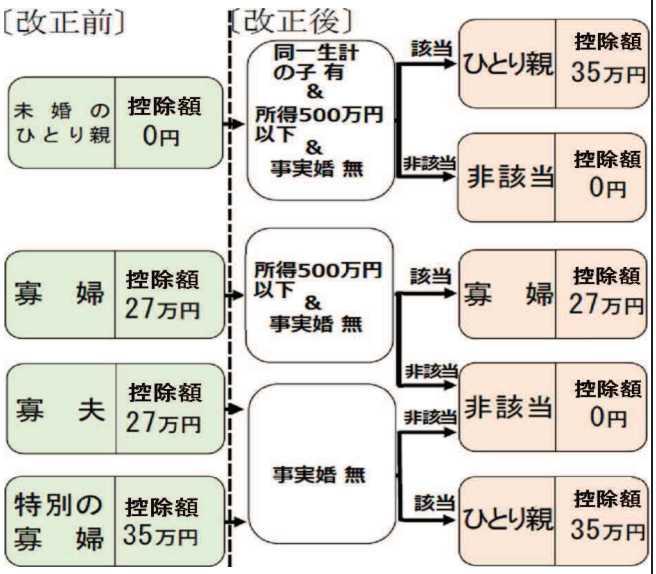


（イ）生計を一にする子を有する

（ロ）合計所得金額500万円以下

（ハ）事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる人がいない

これにより、特別の寡婦および寡夫はひとり親に統合され、令和3年分の扶養控除等申告書からは特別の寡婦及び寡夫は削除されます。また、寡婦の要件に（ハ）が追加され、扶養親族を有する寡婦には（ロ）の要件が追加されました。改正前後の関係図は以下のとおりです。



◆ 労働保険2期分の納付時期です ◆

事務組合の労働保険料2期分は11月2日（月）が口座振替日となります。振替・集金の場合も10月中旬より順次お知らせを送らせていただきますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

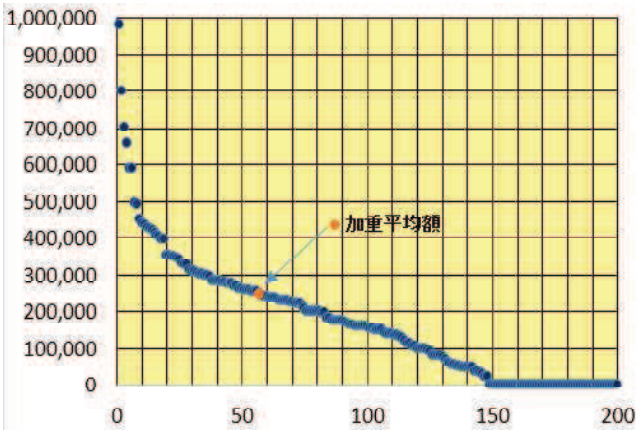
■２年夏期賞与分析

▲当事務所が扱った「社保・賞与届」からの賞与支給状況の分析結果です。

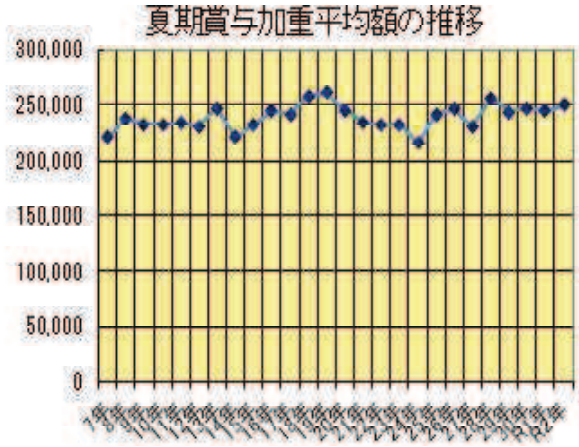
■各社平均額前年対比

同額及び増加 14.9% 、減少 85.1%

■会社別一人平均賞与額プロット（203社）



■全社加重平均額 249,873円（前年比102.08%）



■賞与支給ゼロ企業は 27.1%（前年は23.5%）



■ 拾い読みの読書

稲盛和夫の実学
経営と会計

著　者／　稲盛和夫
出版社／　日経ビジネス人文庫　524 円＋税

P35　京セラを創業して間もなく、経理について何も知らなかったころ・・・「売上げを最大に、経費を最小に」ということが経営の原点であることを理解することができた。

P36　値決めは経営・・・売上げを最大にするには、単価と販売量の積を最大とすれば良い。利幅を多めにして少なく売って商売するのか、利幅を抑えて大量に売って商売するのか値決めで経営は大きく変わってくるのである。

P135 企業というものはつきつめて考えれば人間の集団でしかない。それを単なる烏合の衆ではなくひとつの生命体としてまとまったものにするには、その集団のリーダー、つまり経営者が社員から信頼され尊敬されていなければならない。

P179 経営者の役割というのは、会社に生命を吹き込むことであると考えています。・・経営者が会社について誰よりも真剣に考え、皆の先頭に立っていきいきと行動しているときは、会社が躍動します。

■ 絵手紙通信



新しい日常の中
獅子唐親子の添い寝を思い浮かべました。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (300号)

■ 筋肉質経営 (R2.9.1)

▲厚生労働省の発表によれば、新型コロナウイルス感染拡大に起因する解雇や雇い止めが８月末で５万人を超え、この１ヶ月余りでは１万人増加し歯止めがかからない状態が続いているという。

▲外出自粛、渡航制限、工場稼働停止等により売上げは激減。観光、宿泊、外食は元より、巣ごもり、テレワーク等で恩恵を受ける一部の業種を除き甚大な影響を受ける企業は、国の雇用調整助成金を活用しつつ雇用の維持に努めている上での数字である。その上に、感染症収束の気配は一向に見えず、また、収束に向かったとしても人々の意識や行動や、厳しい経営環境により解雇、雇い止めが更に増大することが予想される。

▲この状況に直面し、稲盛和夫氏の会計学基本原則の一つ「筋肉質経営」『企業は永遠に発展し続けなければなりません。そのためには、贅肉のない、引き締まった肉体を持つ企業にしていかなければなりません。会社にとって「筋肉」とは人、モノ、金、設備といった、売上と利益を生み出す会社の資産です。一方、売上や利益を生み出さない余分な資産、例えば売れない在庫や過剰な設備は贅肉です。この無駄な資産を徹底して削ぎ落とし、有効な資産を最大限に活用することで永遠に発展し続けられる「筋肉質」の企業体質とすることができるのです。』を思い起こしている方も多いのではないだろうか。

▲我が事務所も、各自感染予防に務めると共に、お客様企業の事業継続のため迅速、適格、親身な支援に全力を尽くす、そのためにも自己研鑽に励んで筋肉質になることを確認し合った。

■ ＩＴの波 (R2.9.11)



▲世界規模の新型コロナウイルス蔓延は、ワクチン、治療薬さえ出来れば元の生活に戻れるなどとの幻想は捨てねばならないほど深刻である。

▲大型ショッピングセンターの対抗策に、商店街が力を合わせてアーケードを整備し、いざ開店したところ、工事で不便をかけていた間に客は離れてしまっていた過去に学ばなければならない。

▲日本では人々の恐怖心と社会的、人的接触距離の確保の国の要請により、人の移動の抑制をもたらし、外食・観光・娯楽・宿泊・鉄道・航空業界等に大打撃を与え、需要減少・蒸発やグローバル化したサプライチェーンの混乱から製造業までに及んでいる。

▲そんな中で、以前からの流れが一気に加速したことに、情報・通信技術活用の急拡大があろう。身近でも人との接触を嫌ってネットで買い物をしたり、お釣りやクレジットカードのやり取りを嫌って電子マネーで支払うなどである。IT化に遅れをとる我が事務所すら、急遽テレワークソフトを導入したり、テレビ会議を試みたりと否応なしに対応を迫られた。

▲やってみれば便利であり、これらの技術を使いこなせば新たな価値のある面白い生活や仕事の可能性が膨らみ、発想の転換とスピード、実行力が一層ものを言う時代だったのだと今更ながら感じている。

▲ただ、国家ぐるみで情報を収集し、利用・監視されたりの不気味さや、コンピューターにウイルスを感染させ身代金を要求したり、機密情報や口座の金を抜き取ったりとの悪用のニュースに、対抗できないものかと歯がゆさを覚えた。